

相模原市条例等整備方針の策定及び既存条例等の見直しについて

本市は、平成22年4月に政令指定都市へ移行し、県から多くの事務権限の移譲を受け、自己決定権が大幅に拡大したことにより、行政活動の根拠となる条例の重要性が飛躍的に高まっています。

また、国の地域主権改革において、基礎自治体への更なる権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが進められており、今後、これらに対応した条例の整備も必要となります。

このような状況においては、法令を適切に解釈・運用し、必要な条例、規則等を的確に整備していくことのみならず、地域が抱える問題に対して、法令を自主的に解釈し、独自条例を定めることにより問題の解決を図る必要性も求められてきます。

さらに、条例を定めることは、

- ① 市議会の審議、議決を経るため制定経過の透明性及び市民への説明責任が確保される、
- ② 市や市民の役割、サービスや規制の範囲、手続の方法などを法的に位置付け、明確化することにより、公平性、公正性が担保されるとともに、法的トラブルを未然に防止することができる、
- ③ 法令による規制等に加えた規制の強化(上乘せ)や対象の拡大(横出し)等地域の実情に合わせた政策を実現することができる、
- ④ 必要に応じ罰則等を設けることができるため、行政目的の実効性が確保される、などの効果が期待できます。

こうしたことを踏まえ、今後ますます複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資するため、条例、規則、規程及び要綱(以下「条例等」という。)に定める事項の基準を明らかにし、条例等の的確な整備を目指すことを目的とする「相模原市条例等整備方針」を別紙1のとおり策定いたしました。

今後は、本方針に基づき、積極的な条例化の検討及び的確な例規整備を行っていきます。

また、既存の条例等についても、本方針の基準に合致しているかの検証が必要となることから、別紙2「既存条例等の見直しについて」により、条例等の適時性の観点も含め、全庁的に見直しに取り組むこととします。

相模原市条例等整備方針

本方針は、政令指定都市への移行や国の地域主権改革などにより、拡大する自己決定権を活用し、複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資するため、条例、規則、規程及び要綱(以下「条例等」という。)に定める事項の基準を明らかにし、条例等の的確な整備を目指すことを目的とする。

1 条例として整備すべき事項

(1) 必ず条例で定めるもの

ア 地方自治法において条例で定める旨規定されているもの

(ア) 義務を課し、又は権利を制限するもの

(イ) 附属機関の設置に関するもの

(ウ) 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関するもの

(エ) 公の施設の設置に関するもの 等

イ その他の法令において条例で定める旨規定されているもの

(2) 原則として条例で定めるもの

ア 市政に関する基本的事項若しくは基本理念又は市民、事業者等に対する責務を定めるもの

イ 金銭の徴収を行うもの(徴収金を負担金で徴収しているもの)

ウ 権利義務規制とはならないが、市民に一定の作為を求めるもの(行政指導のうち、規制的機能を持っていると考えられるものであって、行政指導に従った結果が市民の権利及び利益に影響を与えるものを含む。)

エ 市の施策等について、住民参加の推進や手続を定めるもの

2 規則で定めるべき事項

(1) 必ず規則で定めるもの

法令又は条例において規則で定める旨規定されているもの

(2) 原則として規則で定めるもの

ア 法令又は条例に基づく手続等に関するもの

- イ 給付に係る市民サービスの提供に関するもの
- ウ 行政の内部規律(組織、運営等)に関するもの
- エ 条例を制定するまでには至らないが、市民に一定の作為を求めるもの
- オ 条例との整合性を図る上で規則で定めることが適当であるもの

3 規程として定める事項

(1) 告示によるもの

- ア 法令、条例又は規則の委任等により、その内容を補充し、外部に公示するもの
- イ 住民等の利用に供する施設であるが、公の施設としてではなく、行政財産として管理することで足りる施設の名称、位置、管理等について定めるもの 等

(2) 訓令によるもの

- 職員に対して、内部的な事務運営等について指揮監督するために定めるもの

4 要綱として定める事項

- (1) 補助金、給付金等市民への助成施策の細目を定めるもの
- (2) 事業の実施について必要な事項を定めるもの
- (3) 連絡調整会議等の組織、運営等に関するもの
- (4) 規則等の手続や実施に係る細目を定めるもの 等

5 条例等を整備するに当たっての留意事項

条例等を整備するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 行政上の立法目的を把握するとともに、内容として盛り込む事項が規範性、実効性及び統一性を備えているか十分検討すること。
- (2) 用字用語等については公文例規程によるものとし、かつ、内容については正確で分かりやすい表現に努めること。
- (3) おおむね5年以内に制定意義に関わる状況が変化することが予想される場合には、見直しに係る規定を設けること。
- (4) 必要に応じて逐条解説を作成すること。

既存条例等の見直しについて

政令指定都市への移行等、本市を取り巻く環境が大きく変化している中で、長期間にわたり改正が行われていない条例等もあることなどから、施行状況や「条例等整備方針」等を踏まえ、条例等の適時性を確保するため既存条例等の見直しを行うものとする。

1 見直しの内容

(1) 条例の見直し

ア 見直しの対象

次の条例を除くすべての条例を対象とする(対象条例 230 件)。

(ア) 議会関係条例(6 件)

(イ) 制定後 5 年以内の条例(53 件)

イ 見直しの視点

条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として見直しを行う。

なお、必要性等の判断に当たっては、国の地域主権改革の動向等にも留意する。

| | |
|-----|--|
| 必要性 | 制定当時の課題が存在し、現在も必要としているか。 |
| 有効性 | 掲げる目的について、現在も効果を挙げているか。 |
| 効率性 | 掲げる目的について、現在も効率的に機能しているか。 |
| 協働性 | 内容が市民、市民団体、特定非営利活動法人などの参加・参画、協働、市民活動の自主性・自己決定性に配慮されているか。 |
| 適合性 | 新・相模原市総合計画等市政の基本方針等に適合しているか。 |
| 適法性 | 内容が法令に抵触していないか。司法判断で違法性を問われる可能性は無いのか。 |
| 適切性 | 規定すべき例規の種類として適切であるか。 |

ウ 見直しの方法

(ア) 別に定める例規チェックシート等を活用し、例規所管課において見直しを行う。

- (イ) 例規所管課による見直し結果を局において集約し、局としての方針を決定する。
- (ウ) 局としての方針について総務局と調整を行い、庁議に諮り市としての見直し結果を確定する。
- (エ) 見直し結果を市ホームページ等で公表する。
- (オ) 検討の結果、見直しが必要と判断した条例については制定・改廃に向けた作業に着手する。
- (カ) 見直しの内容に応じて、パブリックコメントや関係審議会等からの意見の聴取を行う。

(2) 規則・規程・要綱の見直し

「条例等整備方針」や上記「見直しの視点」を踏まえ、条例と同様に見直しを行う。

2 今後の取組

- (1) 平成23年度及び24年度中に見直しを行い、結果をとりまとめ、制定・改廃を要すると判断した条例は、可能なものから議案の提出を行う。
- (2) 「附属機関に係るもの」など特定の事案については、1(1)ウの見直しの方法とは別に、総務局を中心に早期の見直しを実施する。
- (3) 今回の見直し対象から外れた制定後5年以内の条例等についても、それぞれ5年が経過する時点で見直しを行う。